様式第5号(第5条関係)

|  |
| --- |
| 年　　月　　日　　下水道排水設備指定工事店証出雲市上下水道事業管理者　　　　　　出雲市下水道条例第6条の規定に基づき、下記の者を出雲市下水道排水設備指定工事店として指定します。 |
| 　 | 指定番号 | 第　　　　　　　　号 | 　 |
| 指定工事店名(商号) | 　 |
| 営業所所在地 | 　 |
| 代表者氏名 | 　 |
| 指定の有効期間 | 年　　月　　日から年　　月　　日まで |
| １　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。　２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、出雲市を被告として（訴訟において出雲市を代表する者は出雲市上下水道事業管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。　３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１　　年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することは　　できなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があっ　　た日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の　　取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。 |